

令和4年度「海外教育旅行支援事業」実施要領

1 目的

若者の海外渡航経験は、グローバルな視点を持って地域で活躍する観光をはじめとする地域産業人材の育成、将来の海外渡航需要の拡大及び海外との往来拡大に大きく寄与するものである。

この要領は、海外での教育旅行を実施する中学校及び高等学校の学生を対象に、若年者の海外旅行を促進するとともに、海外の文化・知見を得るなどの教育支援及び将来的な渡航需要の拡大を図るため、北海道海外旅行促進事業実行委員会（以下「委員会」という。）が航空賃などの海外渡航費の一部を助成する事業に関して必要な事項を定めるものとする。

2 助成対象者

道内の中学校・高等学校並びに目的を共有する複数の学校が合同で組織する運営事務局等
（ただし、全員参加型の修学旅行は対象外とする。）

3 助成条件

次のア～オを全てを満たしていること。

- ア 道内空港を利用した海外教育旅行であること。
- イ 道内空港発の国際線もしくは、道内空港から直行便が就航していない又は就航していない曜日がある国・地域のうち、当委員会に政府観光局が加盟する国・地域への渡航であること。
- ウ 令和2年4月1日以降に実施した海外教育旅行であること。
- エ 当委員会の会員である旅行会社が手配する海外教育旅行であること。
- オ 国や自治体から当該旅行に係る補助や助成を受けていないこと。

4 助成対象経費

参加者が負担する海外教育旅行に係る費用のうち、次のア～ウまでの経費とする。

- ア 航空運賃（燃油サーチャージ、空港税等諸費用を含む。）
- イ 道内空港までの交通費（現地集合の場合は除く。）
- ウ 宿泊費（旅行会社が手配するものに限る）

5 助成額

(1) 助成額

区分	1人あたりの助成額	上限額
①道内空港発の国際線を利用する場合	(対象経費－5万円) × 1/2	・一人あたりの助成上限額は5万円 ・同一学校における上限は50万円
②道内空港発の国際線を利用しない場合	(対象経費－5万円) × 1/5	・一人あたりの助成上限額は2万円 ・同一学校における上限は20万円

(2) 追加助成

- ① 新千歳空港以外の道内空港発の国際線を利用する場合、または道内空港から道内線を利用後、他の道内空港発の国際線に乗り継ぐ場合は、上記4(1)に上乗せして1人あたり1万円を支援する。ただし、同一学校における上限は10万円とする。
- ② 上記5(1)①に該当して本旅行に同行する教員のうち、出張ではない場合（学校から旅費が支給されない場合、PTAの基金等から旅費が支給される場合）に限り、上記5(1)と同額を助成対象経費とする。ただし、同行教員2名分までを助成対象とする。

6 助成に係る諸手続

- (1) 助成を受けようとするグループ・団体の代表者（学校関係者又は同行教員）は、対象旅行期間に応じた助成応募期間中に、当委員会に対し、第1号様式及び第2号様式を提出すること。

期	申請締切日(必着)	旅行予定日
第1期	令和4年7月29日	令和4年9月30日までに実施予定の旅行 ※ 既に完了した旅行分も含む
第2期	令和4年9月15日	令和4年12月31日までに実施予定の旅行
第3期	令和4年12月15日	令和5年3月31日までに実施予定の旅行

- (2) 当委員会は、申請書の内容が適正であると判断した場合、第3号様式により、予め実績報告の提出期限を定めて承認する。
- (3) 承認を受けたグループ・団体において、旅行実施までの間に実施内容に大幅な変更が生じることとなった場合は、委員会に連絡すること。原則として、変更後の内容で積算した額を、承認額の範囲内で助成する。
- (4) 承認を受けたグループ・団体の代表者は、当該旅行の実施後、前記(2)で定められた実績報告の期限内に第4号様式を当委員会に提出すること。助成金の振込先は、学校又は担当教員等学校関係者の口座とする。
- (5) 委員会は、報告書の内容が適正であると判断した場合は、請求書を受理した日の翌月末までに、請求額の支払を行う。
- (6) 各種申請手続は、申請日時点で委員会の会員である旅行会社に限り代行できる。ただし、助成金の振込先を旅行会社とすることはできない。

7 その他

- (1) 予算上限額は4,500千円とし、前記6(1)に記載する期ごとに予算枠(1,500千円)を設け、予算の範囲内で助成する。なお、各期間予算に残額があった場合は、次期間予算に加える。
- (2) 上記7(1)に掲げる上限額にかかわらず、旅行内容や人数等を考慮し、助成額の調整を行う場合がある。また、申請内容等に虚偽や瑕疵があった場合は、助成を取り消す場合がある。
- (3) 当委員会が主催する「海外教育旅行セミナー」又は「海外教育旅行個別セミナー」に担当教員又は学校関係者が出席した場合は、優先的に採択する。
- (4) 毎年海外教育旅行を実施している場合についても、年度ごとの実施要領に基づき助成に係る諸手続を行うものとする。
- (5) この要領に定めのない事項については、委員会が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年6月14日から施行する。